

Title	アイスランドとヤンマイエンとの間の大陸棚区域に関する調停
Sub Title	Report of the Conciliation Commission established by the Governments of Iceland and Norway, concerning the continental shelf area between Iceland and Jan Mayen
Author	青木, 隆(Aoki, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.11 (1992. 11) ,p.73- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921128-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

アイスランドとヤンマイエンとの間の大陸棚区域に関する調停

青 木 隆／訳

はしがき

以下に掲げるのは、ノルウェーとアイスランドとの間で設置された調停委員会による、ヤンマイエン島周辺の大陸棚に関する報告書⁽¹⁾の和訳文である。

一九七〇年代後半以降二〇〇海里の排他的漁業水域又は経済水域の設定が一般化するのに伴って、これらの水域や大陸棚の境界画定に関する対立・紛争が頻発してきた。そのなかには、国際裁判を通じて解決されたものもある。しかし、漁業や大陸棚開発に関する各国の利益や既存の実行の不一致等、画定問題には様々な要因が複雑に絡み合っており、近隣国間の海域境界画定紛争は、世界各地で現在もなお多くが未解決のままである。

本件は、二〇〇海里漁業水域の実施に伴う境界画定等のための交渉が積み残した大陸棚の画定問題の解決を、調停という手段を通じて行ったこれまでのところ唯一の事例である。

本件調停報告の特徴は、簡単にいえば、

- (1) 法的な問題点を認識し、それに基づきつつ、
- (2) 海底の知見の分析と石油の賦存可能性の評価を自然科学の専門家グループに委ね、その報告を踏まえて、
- (3) 主な付託事項たる大陸棚の境界画定についての勧告に留まらず、
- (4) 石油及び天然ガスの探査・開発慣行の実態も勘案の上、

共同開発制度を提案する、
という、委員会による極めて詳細かつ実務的な問題処理である。

こうした調停委員会のアプローチは、本報告の勧告・提案とはほぼ同一の内容を持つ協定が一九八一年一〇月に両国間で締結され、翌八二年六月に発効した⁽³⁾ことからみて、一応、成功と評価されるべきものと考えられる。

もとより、調停は必ずしも法に準拠して紛争を解決する手段ではなく、本件も法的な先例としての価値をどれほど持っているかは、評価が分かれるに違いない。しかし、当事国が調停を選択し、任命された委員会が極めて实际的に勧告・提案を行った過程は、例えば、一九八二年国連海洋法条約がその紛争解決制度において調停手続に重要性を与えていることに鑑み、今後の参考として留意すべき点を含んでいる。

また、グリーンランドとヤンマイエンとの間の漁業水域及び大陸棚の境界画定に関して、デンマークが一九八八年夏にノルウェーを国際司法裁判所に提訴した⁽⁴⁾ことから、本件が引用される機会が増しそうである。

こうしたことから、調停手続終了から既に長い時間が経過して、遅きに失した感は否めないけれども、ここにその訳文を掲載することにした。

同時に、訳者にとって本報告が踏まえている石油開発実務は専門外であるため、無知と理解不足が現れているのをおそれつつ、それらの誤りや不適當な点について各方面の専門家に教えるを受けるのを心から願っている。

なお、本稿では、委員会報告書に添付された三葉の地図(第

1 図：水深、第2 図：地質区、第3 図：共同開発区域)の掲載を見合わせることにしたので、これらについては、注(1)及び(2)に掲げた文献を参照されたい。

(1) 典拠は、20 *International Legal Materials* 797-824, (July, 1981). 所収の英語文は、そのほかに、本報告書は、62 *International Law Reports* 110-136, (1982) にも収められている。

(2) 専門家の報告書の邦訳文は、石和田靖章(訳)・中村洗(解説)、「ヤン・マイエン島とアイスランド東部との間の海域―地質報告」、『海洋時報』第四四号(一九八七年三月)、六一―五頁。

(3) この協定は、21 *International Legal Materials* 1222-1228, (November, 1982) に再録されている。

(4) *Application, Maritime Boundary in the Area between Greenland and Jan Mayen (Denmark v. Norway)*, filed on 16 August 1988.

* * *

アイスランドとヤンマイエンとの間の

大陸棚区域に関する調停委員会

アイスランド政府及びノルウェー政府

に対する報告と勧告

委員会 議長 エリオット L. リチャードソン

アイスランド委員 ハンス G. アンデルセン

ノルウェー委員 ヤンス エヴェンセン

一九八一年 ワシントンD・C

目次

第一節 一九八〇年五月二八日のアイスランドとノルウェーとの間の協定

第二節 調停委員会の設置及び作業

第三節 ヤイマイエンの地理及び地質

第四節 島の地位

第五節 地質専門家の一九八〇年二月一六日の報告書

第六節 可能な方法及びアプローチ

第七節 勧告の要旨

第一節 一九八〇年五月二八日のアイスランドとノルウェーとの間の協定の概略

一九八〇年五月二八日に、アイスランド政府及びノルウェー政府は、漁業及び大陸棚の問題に関する協定を締結した。この協定の第一条から第八条までの規定は、漁業問題を扱っている。協定の前文において、アイスランドが一九七九年六月一日の領海、大陸棚及び経済水域に関するアイスランド法に従って二〇〇海里の経済水域をもつことが認められた。アイスランドとヤンマイエンとの間の最短距離は約二九〇海里である。前記協定の交渉中に、アイスランド政府は、アイスランドには二〇〇海里の経済水域を超えて延びている大陸棚区域に対する権利が

あるとの見解を示した。両当事国は、交渉中にこの問題についてはいかなる合意にも達しなかったので、協定第九条の規定に従って設置されるものとされていた調停委員会にこの問題を付託することに合意した。

第九条の規定は、次の通りである。

アイスランドとヤンマイエンとの間の区域における大陸棚の分界線の問題は、引き続き行われる交渉の主題とする。

この目的のために、当事国は、三人の委員（各当事国が一人の国籍委員を任命する。）で構成される調停委員会を最も早い時期に設置することに合意する。委員会の議長は当事国が共同して任命する。

委員会は、アイスランドとヤンマイエンとの間の大陸棚区域の分界線に関する勧告を提出することを任務とする。委員会は、勧告を作成するに当たり、この海域におけるアイスランドの大きな経済的利益、現存する地理的及び地質的要素並びに他の特別の事情を考慮する。

委員会は、その手続規則を採択する。委員会の全員一致の勧告が、最も早い時期に両国政府に提示されなければならない。当事国は、勧告の提示が委員会の設置の後五ヵ月までに行われるものと考える。

委員会のこれらの勧告は、当事国を拘束するものではない。但し、当事国は、両国間の後続の交渉において勧

告に合理的な考慮を払うであらう。

第二節 調停委員会の設置及び作業

協定第九条の規定に従って、アイスランド政府は、第三次国連海洋法会議アイスランド代表団長ハンス・G・アンデルセン大使を同国の国籍委員として任命した。ノルウェー政府は、同会議ノルウェー代表団長ヤンス・エヴェンセン大使を国籍委員として任命した。

両当事国は、アイスランド・ノルウェー調停委員会の議長として、同時同会議アメリカ合衆国代表団長であったエリオット・L・リチャードソン大使を共同して任命することに合意した。

委員会は、一九八〇年八月一日に正当に設置された。

委員会の任務は、第九条三項の規定に従って、アイスランドとヤンマイエンとの間の大陸棚区域の分界線に関する勧告を提示することである。委員会は、この勧告を作成するに当たって、この海域におけるアイスランドの大きな経済的利益、現存する地理的及び地質的要素並びに他の特別の事情を考慮しなければならない。

第九条の規定によれば、両国政府に提示される勧告は全員一致でなければならない。委員会の勧告は、当事国を拘束しない。しかし、協定は、勧告に続行行われる交渉において当事国は「勧告に合理的な考慮を払う」と定める。調停委員会は、作業

の間に、関連する問題の種々の局面に検討を加えた。提示した勧告が、未解決の諸問題の解決のための有用な基礎として役立つことを希望する。

調停委員会は、作業計画を立てるために、一九八〇年八月一日から二七日までジュネーブにおいて最初の非公式会合を開催した。第一回公式会合は、一九八〇年一〇月二七日から二九日までワシントンにおいて開催された。問題になっている大陸棚区域の地質に関する入手可能な情報（海底の鉱物資源の賦存可能性を含む）を得るため、一九八〇年一二月八日から一〇日まで、ニューヨークのラモント・ドハーティ地質調査所において会合が行われた。この会合の出席者は、地質学と地球物理学の国際的な専門家であって、問題となっている区域の調査を実施したことのある人々であった。委員会は、一九八〇年一月一日及び一二日に、ワシントンにおいて更に会合を行った。委員会の二人の国籍委員であるアンデルセン大使とエヴェンセン大使は、一九八一年二月八日から一五日までの間、ジュネーブにおいて会合した。その後、調停委員会は、一九八一年二月一日から一七日にかけてロンドンで会合した。

更に、一九八一年三月三日及び四日にニューヨークにおいて会合が開催された。

委員会は、一九八〇年一〇月二七日から二九日までワシントンで開かれた第一回公式会合において、調停委員会の目的が全員一致の勧告を提示することであり、二人の国籍委員が以前に

行われた外交交渉のすべてに参加していたことであるから、両当事国に書面や口頭の申立てを求めるとは有用な目的に資することはないとであろうと決定した。

第三節 ヤンマイエンの地理及び地質

ヤンマイエンは、下記座標にあるヤンマイエン海嶺の北端に位置する島である。

北緯 七〇度四九分一七度一〇分

西経 七度五三分一九度五分

同島は、北東―南西軸に沿って延びている。長さは約五三キロメートルで、北部での一五ないし二〇キロメートルの幅が最大である。面積は三七三平方キロメートルで、フェロー諸島中最大のストレイモイとほぼ同じである。他の地点までの距離は次の通りである。

トロムソ 一〇一八キロメートル(五五〇海里)

アイスランド 五四〇キロメートル(二九二海里)

グリーンランド 四五五キロメートル(二四六海里)

ロングイールビエン(スヴァールバルド)

九六六キロメートル(五二二海里)

島は広大な山地に特徴付けられている。北部に、同島最高峰で標高二七七メートルあるペーレンスブルグ火山がある。中央部は高度が低く比較的平坦である。南部には、最高点(ルドルフトッペン)の標高が七六九メートルある山状台地がそびえ

ている。海岸は、海岸線が砂と砂利で広くて平坦な部分もあるが、どちらかといえば切り立っている。

ヤンマイエンは完全な火山島であり、ここ一〇〇〇―一二〇〇万年の間に形成された。岩石は熔岩(アルカリ玄武岩)その他の火山性物質である。島は現在も活動中の火山で、頻繁に地震がある。最も最近の噴火は一九七〇年であった。その時には、ペーレンスブルグの北東側の長さ六キロメートルの亀裂から、熔岩、火山灰、噴煙及び水蒸気が噴出した。熔岩は海岸まで流出し、面積四平方キロメートルの台地を形成した。噴火は一七三二年及び一八一八年にも捕鯨業者から報告されている。

一九一二年にノルウェー気象庁がヤンマイエンに測候所を設置した。それ以来、測候所には、第二次大戦中の一年間を除き、人員が常時配備されている。その後、ロランA及びC、CON SOL、沿海無線等のための固定局が併設された。これらの無線局の大部分は、国防省の管理下にある。島の中央部東海岸に、三〇ないし四〇名が年間を通じて生活している。ここはまた、無線局及び飛行場の所在地でもある。これらの施設と居住区とを道路が結んでいる。

第四節 島の地位

一九八〇年八月二七日の海洋法条約草案(非公式)第一二一条は、次のような規定である。

第一二一条 島の制度

1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。

2 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚、他の領土に適用のあるこの条約の規定に従って決定される。

3 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

調停委員会の見解では、本条がこの主題に関する現行国際法の立場を反映している。本報告書第三節におけるヤンマイエンの概要説明から、ヤンマイエンは島であると考えられねばならない。従って、第二二一条一及び二項はヤンマイエンに適用がある。

その結果、ヤンマイエンは、領海、経済水域及び大陸棚に対する権利をもつことになる。他方、境界画定に関する第七四条及び第八三条の規定も適用することに留意しなければならぬ。両条第一項の規定は次の通りである。

第七四条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間に於ける排他的経済水域の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間に於ける排他的経済水域の境界画定は、国際法に従い合意により行われる。当該合意は、衡平原則

に従い、適当な場合には中間線又は等距離線を使用し及び当該区域に存在するすべての事情を考慮する。

第八三条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間に於ける大陸棚の境界画定

1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間に於ける大陸棚の境界画定は、国際法に従い合意により行われる。当該合意は、衡平原則に従い、適当な場合には中間線又は等距離線を使用し及び当該区域に存在するすべての事情を考慮する。

これらの規定によれば、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定は、国際法に従い当事国間の《合意により》行われなければならない。当事国は、一九八〇年五月二八日にこのような合意を行って、アイスランドが、アイスランドとヤンマイエンとの間の距離が四〇〇海里に満たない区域において、二〇〇海里の経済水域を完全にもつことを暗黙のうちに承認した。その協定はまた、ノルウェーがヤンマイエンの周囲に漁業水域を設定することも定めている。かかる二〇〇海里水域は、一九八〇年五月二三日のノルウェー勅令によりヤンマイエン周辺に設定され、一九八〇年五月二九日に施行された。この勅令は、近隣諸国との境界が合意により行われるべきであることを定めている。

調停委員会は、本報告の以下の各節において、関連する大陸棚の問題を検討する。

第五節 地質専門家の一九八〇年一月二日一六日の報告書

第二節で述べたように、調停委員会は、ヤンマイエンとアイスランドとの間の大陸棚区域に関する地質学上の報告を得るため手配を行った。

調停委員会は、この報告の全文を地質専門家の用意した地図と共に本報告に再録するのが適当であると考える。以下にこれを掲げる。

ヤン・マイエン島とアイスランド東部との間の海域——地質報告

目次

報告の範囲及び目的

ヤンマイエン海嶺に関する用語法

ヤンマイエン海嶺地域の発達史と海底下地質

ヤンマイエン又はアイスランドの「自然延長」としてのヤンマイエン海嶺

ヤンマイエン海嶺地域の資源ポテンシャル

参考文献

データの出所

〔本文省略——石和田靖章・中村洸、前掲、注(2)参照〕

専門家は、その報告から明らかなように、当該区域の石油ポテンシャルを慎重に考慮した。彼らの意見によれば、石油ポテ

ンシャルは有望とはいえない。第2図に再録された地図で赤く塗られた地域は、「炭化水素探鉱の対象地域からほぼ確実に除くことができる」。青色と紫色に塗られた地域は、「赤色に塗られた海洋性の地域程ではないにしても、石油探鉱対象として極めて不適当と考えられる」。

これによって、専門家の意見では、石油ポテンシャルがありそうな地域として残るのはヤンマイエン海嶺である。この地域は第2図の地図で黄色とオレンジ色に塗られている。更に、専門家は、「黄色の地域と紫色の地域の境界の両側に広がっている」ヤンマイエン海嶺の東翼上の地域につき次のように述べた。「層厚が大きいところから、この地層はそのなかに炭化水素鉍床形成に必要な根源岩も貯留岩も包蔵しているかも知れない。」この地域は、地図では濃紫色に塗られている。

専門家は、更に、「斜交する海凹の北部に位置するヤンマイエン海嶺の北部の炭化水素ポテンシャルは、南部に比べて面積的に大きな広がりをもっているという主な理由から、より有望とみなされる。南部は北部に比べて知見が少なく、またより複雑に見えることを述べておかねばならない。」としめくくっている。

しかしながら、専門家の結論は次の通りである。

「以上の議論において、ヤンマイエン海嶺地域内の地層別の相対的な炭化水素ポテンシャルを強調した。しかしながら、全世界的に既知産油地帯と比較考察すると、既

存の断片的データに関する限り、全体としてのポテンシャルは良好とは考え難い。今後の精査がこの評価を変え得るかも知れぬことを強調するものである。」

第六節 可能な方法及びアプローチ

地質専門家が、その報告において述べたように、

「自然延長の概念は、地形学的及び地質学的という二つの異なった認識で考えられよう。地形学的にはヤンマイエン海嶺の北部は、ヤンマイエンの大陸棚の南方方向の延長と考えられる。一方、ヤンマイエン海嶺は、地形学的

にはアイスランド大陸棚の延長とは考えられない。」

地質学的には、専門家はヤンマイエン海嶺がヤンマイエンとアイスランドのいずれの延長でもないと考えている。彼らは、この意見を次のように表明している。

「しかし、地質学的にはヤンマイエン海嶺はマイクロコンチネントであり、若い火山岩類からなるヤンマイエン及びアイスランドのいずれよりも時代が古い。それゆえ、この海嶺はヤンマイエン、アイスランドいずれの自然な地質の延長とも考えられない。」

これらの調査結果に照らして、調停委員会は、自然の延長の概念は未解決の諸問題の解決に適当な基礎とならないとの意見をもっている。

このこととの関連で、調停委員会は、その権限を定める表現

に立ち帰る。すなわち、「委員会は、アイスランドとヤンマイエンとの間の大陸棚区域の分界線に関する勧告を作成するに当たり、この海域におけるアイスランドの大きな経済的利益、現存する地理的及び地質的要素並びに他の特別の事情を考慮する」。両国政府に勧告を提示するためには、勧告は調停委員会の全員一致で合意されなければならない。この権限から、調停委員会は法裁判所として行動することはできない。調停委員会の任務は、委員会の全員一致の意見により、本件問題の受諾可能かつ衡平な解決をもたらすべき勧告を両国政府に対して行うことである。

委員会は、裁判所ではないとはいえ、本件問題の実際的かつ衡平な解決のために得られる指針を探って国家実行及び裁判判例を徹底的に検討した。

委員会は、かかる国家実行及び判例を詳細に扱うのは適當ではないと考えるが、特に、海洋法条約草案第八三条に含まれている境界画定に関する規定に考慮が払われなければならない。

この草案の条文は、少なくともある程度まで、国際司法裁判所が一九六九年二月二〇日に下した北海大陸棚事件判決の影響を受けていると考えられる。

国家実行には、事案の事情によって色々と異なる数多くの分界線の実例がある。

一つのアプローチは、自然延長の概念が適用できるか否かを考慮するものである。委員会は、前述の通り、地質学上の報告

に照らして、自然延長の概念が問題の受諾可能な解決を発見するための助けにならないと感じた。

いまひとつのアプローチは、距離及び他の関連要因に基づいて当該区域を当事者間で分割することによって、一定の比例関係を決定しようとするものである。第四節において述べたように、ヤンマイエンは、原則として、島として独自の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚を有する権利がある（条約草案第一二一条）。他方、境界の問題が近隣諸国との間で生じる場合には、境界画定に関する原則がヤンマイエンに適用される（条約草案第一五条、第七四条及び第八三条）。

国家実行においては、境界線の設定に関して実に多様な解決方法が用いられてきた。しばしば中間線が衡平な解決をもたらすものとして選ばれてきた。それ以外の事例では、各事例の関連要因を調整するために、特別の事情を考慮して、極めて多様な解決をもたらしている。

ある国に属しその国の海岸近くにある島は、通常、境界画定の目的のために完全なウエイトを与えられている。二つの沿岸国が共にその海岸に沿って島をもつ場合には、境界線を引くに当たって、それらの島を無視することで「相殺」を行う事例も見られる。島が他の国の二〇〇海里経済水域内に位置している場合には、その島に領海を与える「囲繞原則」が用いられたこともある。海峡及び他の狭い海域においては特に、島に限られたウエイトしか与えない例もある。

最後に、近隣諸国の間で大陸棚が重なり合っている区域における共同開発及び協力のための協定の例がある。

国際司法裁判所は、一九六九年二月二〇日の北海大陸棚事件判決において、事態の多様性を次のように強調した。

「93、實際上、国々が衡平な手続きの適用を確実にするために考慮すべき事柄には、法的制限はなく、そして、衡平な結果を生み出すのは、他のすべての事柄を排除して、ただ一つの事柄に依拠するよりも、むしろそのようなすべての考慮すべき事柄の均衡をとることの方が多い。さまざまな考慮すべき事柄に与えられるべき相対的ウエイトの問題は、当然にその事例の事情に応じて変化す

る。」(ICJ Reports 1969, p. 51.)

調停委員会は、その勧告を作成するに当たって、正当に認めることのできる考慮すべき事柄の範囲が広いことに留意しつつ、次の事実を考慮するアプローチを用いるべきであるとの結論に達した。考慮されるべき事実は、アイスランドの二〇〇海里経済水域に関するアイスランドとノルウェーの協定が、中間線を超えてかなり広い区域を既にアイスランドに与えていること、及び、その区域の資源ポテンシャルに関する不確かさが一層の調査と探査の必要を生じていることである。従って、委員会は、経済水域のものと異なる大陸棚の分界線を提案するよりも、炭化水素生産に有意な見込のある実質的にすべての区域を対象とする共同開発協定の採用を勧告する。委員会がこの勧告を行う

理由には、アイスランドとノルウェーとの間の協力及び友好関係を一層促進させようとの希望が込められている。そして、次に掲げる要因にも特別の考慮を払った。

- (a) アイスランドは炭化水素産品について全面的に輸入に依存している。
- (b) アイスランド周辺の「大陸」棚は、科学者により炭化水素のポテンシャルが極めて低いとみられている。
- (c) ヤンマイエンとアイスランドの二〇〇海里経済水域との間のヤンマイエン海嶺だけが炭化水素を発見する可能性があると考えられる区域である。しかし、専門家は区域全域で地質的リスクが高いと考えている。
- (d) ヤンマイエン海嶺の水深は、現在の技術を用いて探査を行うには深すぎる。炭化水素―特に天然ガス―の一般市場からの距離が遠い。その結果、発見が商業的たりうるためには、炭化水素の規模が極めて大きいことを要する。

ここに勧告する共同開発協定は、次に掲げる主要原則に基礎を置くものとされる。

第一に、炭化水素の鉱床の有望な区域はヤンマイエンからアイスランドに向かって南に延びるヤンマイエン海嶺であるとの地質専門家による意見から、委員会は、共同開発の行われる区域を次の座標で定めることを提案する。

北緯 七〇度三五分―六八度
西経 一〇度三〇分―六度三〇分 (第3図参照)

この区域は、面積約四五、四七五平方キロメートルである。

この区域は、ヤンマイエン海嶺の主要部を含み、一九八〇年一月二十八日から一〇日までラモント・ドハーティ地質調査所で会合を行った科学者が炭化水素ポテンシャルがあると判断した区域にあつてゐる。南のアイスランドの二〇〇海里経済水域内にある区域は約一二、七二五平方キロメートル、それよりも北の区域は約三二、七五〇平方キロメートルである。

- (a) 掘削前の段階
 - (b) 掘削の段階
 - (c) 開発の段階
- 以下において、これら三段階を順を追って説明する。

掘削前の段階

この段階は、系統的な地質図作成の初期の段階である。この段階で、磁気探査が行われることもあるが、第一義的な手段は、地震探査 (seismic survey) である。

掘削前の段階よりも前に、通常、一層基本的な地質要素確定のための「学術的」調査が行われる。これらの「学術的」活動の結果は、科学的刊行物に公表されることが多い。現在検討している区域は、相当な学術的関心を集めてきた。地質専門家の報告は、このような調査に基づいている。しかし、石油に狙いをつけた、この区域の一層系統的な地図の作成は未だ開始され

ていない。

掘削前の段階は、実務上、二つの段階に細分することができない。第一の段階は主要な地質要素を明確にすることをめざすものであり、第二の段階は地質要素を一層詳しく特定して掘削場所を決定することが目的である。

これら二つの段階とも、地震探査から得られた地震断面記録を主な基礎とする。これら二つの段階の主な差異は、第一の段階にあつては地震探査断面記録のグリッドの間隔が平均四ないし六キロメートル以上である。第二段階では、地震探査が一層詳細になり、グリッドの間隔は約一キロメートル程度か、場合によってはもっと狭くなる。

ノルウェー大陸棚において、ノルウェー石油理事会(Norwegian Petroleum Directorate)が、国家予算から単年度ベースで割り当てられた資金でこの第一段階を実施している。この調査に基づいて、ノルウェー大陸棚の各区域は、「石油会社」「探査」免許に基づいて一層の調査を行うために開放される。こうして得られた関連データは、関心を有する石油会社が適当な価格で入手できるようにしている。会社は、それから、各社独自の詳細な調査を行う。各社は、それぞれの地質学理論を反映させる方法で、解釈を行ひまた詳細な地震データを得ることができる。会社によって、様々な構造のもつ有望性について見解を実質的に異にすることが多い。これは、ヤンマイエンのような「新しい」区域の場合には特にあてはまる。

委員会は、早期に関係区域の炭化水素ポテンシャルを評価することが重要になると確信する。従つて、第一段階の地震探査が、ノルウェー石油理事会とアイスランドの同等又は類似の政府機関との共同事業として、実施されるべきであると提案する。この探査は、区域の炭化水素を狙いとする科学的評価は海嶺全体の充分な知識を踏まえることが望ましいので、アイスランドの二〇〇海里経済水域の限界の南北にわたつて、特定区域を相当地な範囲で含むべきである。

両国政府は、かかる探査の準備に際して、地震探査作業の一般計画を策定する努力における協力及び調整を行わなければならない。しかし、このような地震探査の費用は高額に確定される結論は確定的でないことは、明白である。こうした探査の実施は、かなりの専門知識と経験も要する。委員会は、これらの理由及び他の理由から、委員会の勧告する地震探査は両国政府の共同して作成した計画に従つてノルウェー石油理事会が実施することを提案する。この探査の費用は、当事国が別段の合意を行わない限り、ノルウェーが負担すべきである。

アイスランド及びノルウェーの科学者と専門家に、平等な立場で地震探査に参加する機会が与えられなければならない。調査データが有望なものであれば、地震探査記録は石油会社に対して適当な価格での売却が可能になる。この場合には、探査の費用は、この販売収入から回収することができる。委員会は、

費用回収後の純益は両国の行い交渉を踏まえて両国間で配分するように提案する。

掘削前の段階の第二段階は、第一の地震探査の段階から得られた結論が十分に肯定的である場合に、石油会社に対し一般の探査許可のためにその区域を開放することになる。

掘削前の段階に要する期間は、全体で五年ないし九年で、そのうち第一段階が三年ないし五年、第二段階が二年ないし四年となる。

掘削の段階

掘削前の段階から得られた結果から保証が得られれば、次の段階は掘削の段階になるであろう。この段階は、会社と関係政府との間の一しはば長引き困難な一交渉の後に始まる。この交渉が成立した後に、関係当局から開発免許が発給され、免許を受けた者は指定された区域において精査を実施し炭化水素を試掘する権利が与えられる。

ノルウェーの石油関係法の下では、掘削の段階も、二段階に細分されている。第一段階は、六年の期間で、免許を受けた者は一定数の試掘井を掘ることを義務付ける厳格な作業計画に従わなければならない。免許を受けた者が、所定の六年の期間の間、作業義務並びに他の安全及び環境上の規則等の義務を履行した場合には、探査免許は三〇年延長される。しかし、六年の期間の満了の後、免許区域の半分は放棄しなければならず、延

長期間中は鉱区料が、漸次、実質的に増額される。

開発の段階

この段階の開始は、有望な掘削の結果に依存することになる。開発段階は、通常、最も費用がかかるが、炭化水素の発見が商業的であるとの評価に基づくために、最も報いのあるものでもある。従って、この段階の投資は最も危険が少ない。

以上の検討から明らかのように、投資と経済的リスクは三つの段階の間で実質的に異なる。このことが、共同協力に関する協定の作成に当たって考慮されなければならない。

共同協力協定の諸形態…資金調達と危険負担資本

共同協力協定には、いくつかの型が考えられ、運用及び管理、発見された炭化水素の所有権並びに資金調達及び危険負担資本に対するアプローチに関して多様な選択を与えている。少なくとも次の四つの主要なカテゴリーは、今日、普通に用いられている。

(a) 共同事業取極を伴うコンセッション契約

この種の契約の内容は、はなはだしく異なっている。最近の形は、通常、五〇パーセントないし七〇パーセントの間で、指定された国家参加の比率を定めている。こうした最近の国家参加取極めは、通常、「キャリド・インタレスト」のための規定を含んでいる。「キャリド・インタレスト」契約の下では、

探査及び掘削活動の費用のうちの政府の持分は、商業的発見が行われる時まで、私企業が負担する。結果が否定的であった場合には、私企業は共同事業の国家参加分を含む費用の全額を負担する。通常のキャリアード・インタレスト契約はまた、会社は、商業的発見が行われた場合には、生産収益のうちから探査及び掘削のための費用の国家持分について、一定の期間にわたって、返済を受けるとの規定を含んでいる。委員会の意見では、ノルウェー、アイスランド及び選ばれた石油会社の参加するこの型の共同事業取極めが、当該区域における炭化水素活動の実行可能な解決をもたらすことができる。

(b-d) 《サーヴィス契約、生産分与契約及びアントルブルネール契約》は、国と民間会社との間の共同協力取極めの他の例である。《サーヴィス契約》及び《生産分与契約》は、多くの共通した特徴を持っている。そのうち最大の特徴は、関係国が区域の所有権と共に発見された炭化水素の所有権も公式に保持することである。民間石油会社は、少なくとも商業的発見が行われる時まで、すべての財政的リスクを負担する。商業的発見の後には、会社は、一定の割合の生産された石油若しくはガスを合意された価格で買い取る権利を持つ(サーヴィス契約)か、又は、一定の年数の間、一定の割合の生産された石油若しくはガスを現物で取得する権利を持つ(生産分与契約)。会社が、商業的発見の後にその支出の返済を受けるかどうか、そして、返済を受ける程度は、契約によって異なる。これら二つの契約

は、「リスク契約」として分類することもできる。

《アントルブルネール契約》は、この語の厳格な意味において、契約者が、石油活動に関連する若干の任務を請負い、契約の条件に従って、その役務の対価支払いを受けることを意味している。このタイプの契約は、通常の意味におけるリスク契約ではない。

既に述べたように、委員会は、特定区域に予定される両当事国間の協力には、共同事業協定が最も実行可能な解決であると考える。

そうした共同事業のために必要な資金調達と危険負担資本を獲得するには、多様な方法を用いることができる。

一つの方法の下では、両当事国が共同事業の各国の持分に応じて、掘削段階で必要な資金を国家予算等から充当することができる。この場合、掘削段階の活動をすべて国有会社が行うことになる。しかし、委員会は、このタイプの資金調達を勧告することはできない。概して、炭化水素の探査及び開発は、未知の地域では特に、財政的リスクが高い活動である。特定区域においては、地質的リスク、水深及び他の環境上の事情が結びついて、財政的リスクは極めて高くなっている。このため、特に初期は、水深を経験した石油会社と共同事業を行うことが、経済的及び技術的理由から望ましいと考えられる。

よって、委員会は、当該区域が炭化水素ポテンシャル並びに地質的及び技術的な特徴と障害に関して未知である最初の期間

は、必要な危険負担資本を―可能な限りにおいて―石油会社が共同事業の参加者として投下するものとするよう勧告する。石油会社は、商業的発見が行われるまでの掘削段階において、費用のうちノルウェー及びアイスランドの持分を―ここでも可能な限り―負担することを望むものでなければならぬ。この原則はノルウェー本土の大陸棚に適用されてきた。このアプローチから重要な経験と貴重な結果が得られている。しかし、本件においてかかるアプローチに伴う困難を過小評価してはならない。連結したノルウェーとアイスランドの国家参加は、少なくとも五〇パーセントはなければならない。区域は未知であり、その地質に関する入手可能な情報は、極めて有望とはいえない。従って、調停委員会は、必要な危険負担資本を民間から得ることが可能であるか否かに関して、いかなる意見もまとめることができなかった。

効果的な共同事業体を設立するための交渉は、当然、複雑になる。事業のための資産が最適な組合せになっているグループを作り上げることができるかどうかには、多くの事柄が影響を及ぼす。こうした事柄のなかには、大水深技術における経験、高圧層の経験、資金及びリグの運用能力、地質学の専門知識、作業計画に関する見解の特徴等がある。大半の場合において、最適な結果をもたらすのは、数々の要因の一つの組合せである。

アイスランド二〇〇海里経済水域の北部境界線より北の区域及び南の区域

特定区域のうちアイスランドの二〇〇海里経済水域よりも南にある部分は、前述の通り、約一二、七二五平方キロメートルである。二〇〇海里線よりも北の部分は約三二、七五〇平方キロメートルである。

(a) アイスランド二〇〇海里経済水域よりも北の区域

委員会は、アイスランドの炭化水素に対する必要を認めて、アイスランドはその二〇〇海里線よりも北にある免許グループのすべてに関与するものとするよう提案する。ノルウェー大陸棚の場合には、探査及び開発の活動が既に実施されているところでは、免許鉱区毎に共同事業体を結成するのが普通である。

本件特定区域の場合には、アイスランドは、二五パーセント（又は、アイスランドが希望する場合には、これより低くてもよい。）の定率を取得するオプションをもつて、各共同事業に参加する権利を与えられることになる。アイスランドは、私企業との間で行われる全ての共同事業交渉に参加する権利を与えられる。ノルウェーの免許制度が変更されて、「サーヴィス契約」又は「生産分与」契約等他の形態の契約が認められるようになる場合には、アイスランドはそうした取極めに同一の比率で参加する権利をもつ。

当該活動には、ノルウェーの法令、石油政策及び統制、安全及び環境上の規則並びに行政監督が適用される。石油会社との

「キャリアード・インタレスト」のための交渉において、ノルウェー及びアイスランド両国の国家参加は、可能な限り、商業的発見が宣言されるまでキャリアードされるようにしなければならぬ。両国政府の持分の費用で、石油会社が商業的発見が行われるまで負担してきたものについて、当該会社が返済を受けられる限度は、共同事業契約の条件に委ねられる。このような費用の政府持分は、しばしば、一定年間にわたる生産から現物による支払いを通じて返済される。より最近の例では、ノルウェーは、そうした支出を返済しない契約を数件結ぶことができた。

上に予定したような共同事業契約であって、それによって石油会社が両国政府のコストを負担することを約束するものを得るのが不可能なことが明らかになった場合には、若干の困難が生じるであろう。その際には、次の二つの可能性を予想することができる。(a)会社は両国の費用の一部を負担することはできない。(b)会社には「キャリアード・インタレスト」を行う意思が全くない。

これらの事情では、両国政府は、単独又は石油会社との連携のいずれによるにせよ、事業を行うことを望むか否かを決定しなければならぬ。ノルウェー政府は単独又は共同事業によるプロジェクト推進を決定するが、アイスランド政府はリスクの増加のために参加を希望しない場合に、アイスランドの立場をいかなるものとするかという問題が生じる。結果が否定的で商業的発見が行われなかった場合には、ノルウェーはリスクを負

っており、損失を負担しなければならない。商業的発見が行われた場合の状態は、より不明確である。しかし、委員会は、そのような場合には、アイスランドは、その時点までに生じている探査及び掘削の費用の持分を合理的期間内にノルウェーに対して返済することを条件に、開発段階への参加持分を得ることを認められるものとするよう勧告する。

商業的発見を宣言したときから、新たな段階―開発段階―に入る。掘削段階のコストは実質的である(一試掘井あたりおよそ一億ないし一億五千万ノルウェー・クローネ)が、本当に多額の投資が必要になるのは開発段階である。その額は数十億クローネになるかもしれない。国家参加は、この段階では負担されない。スタットイルノルウェー国有石油会社は、当該免許区域におけるノルウェーの参加に比例して、そうした投資の持分を支払う。同一の原則をヤンマイエン海嶺区域の北部に適用しなければならぬ。そのときには、スタットイルはノルウェーの国家参加に従いその持分を支払い、アイスランドは同様に、おそらく独自の国有会社を通じて、商業発見の場合の開発費用の持分を支払うことになる。

(b) アイスランド二〇〇海里経済水域の北部画定線よりも南の区域

特定区域のこの部分には、アイスランドの石油法令、石油政策及び統制、安全及び環境上の規則並びに行政監督を適用する。ノルウェーには、石油会社との交渉への参加が許され、共同事

業取極めの利益への二五パーセントの参加の選択権が与えられたものとする。しかし、アイスランドには、特定区域のノルウェー側部分においてノルウェーがアイスランドに関して行うよう提案された同一の方法で、キャリド・インタレスト取極めの実現を図ることを求めてはならない。

調停委員会は、特定区域の画定線の内外に又はアイスランド二〇〇海里経済水域の線の南北に広がっている場合に生じる問題を検討した。

調停委員会は、これらの問題の次のような解決を提案する。

炭化水素鉱床がアイスランド二〇〇海里経済水域の線の南北に位置している場合には、石油鉱床についての通常のユニタイゼーション、開発及び配分の手続きに合意するものとする。

炭化水素鉱床がアイスランド二〇〇海里経済水域の線よりも南の部分で特定区域の画定線の両側に位置している場合には、同一のユニタイゼーションのアプローチが適用できるであろう(すなわち、鉱床は、専門家の公正な査定に従って分割され、開発手続きの共同化が行われなければならない)。

炭化水素鉱床がアイスランド二〇〇海里経済水域の線よりも北で特定区域の画定線の両側に位置している場合には、鉱床全体が両国の権利及び義務の関わる特定区域の内にあるものと看做されるものとする。

他の協力分野

調停委員会は、その審議の過程において、提案した協力取極めと関連して協力が可能な他の分野を予想しなければならぬいかどうかを考慮した。そのような補足的な協力の分野は、炭化水素活動と直接若しくは間接に関係しているか、又は炭化水素活動には関わりのない他の活動範囲に属している。かかる協力の例には、炭化水素分野の技術及びデータに対するアクセス又はその移転、アイスランドに対して合理的価格で石油の供給を保証する長期的協定の締結、並びに石油分野における学術的及び実務的訓練へのアクセスがあるだろう。しかしながら、委員会には、そのような提案はその任務の範囲外にあると思われる。

第七節 勧告の要旨

1 この勧告の目的のために、委員会は、次の座標で定義される特定区域を提案する。

北緯 七〇度三五分一六八度

西経 一〇度三〇分一六度三〇分

2 特定区域は、「アイスランドの」二〇〇海里経済水域とノルウェー漁業水域との画定線を分界線として、二つの部分になる。画定線よりも北の部分は約三二、七五〇平方キロメートルである。画定線よりも南の部分は約一二、七二五平方キロメートルである。

3 委員会は、こうして定められた区域のための共同協力取極めを提案する。

4 主として地震探査によって特定区域の系統的な地図を作成する掘削前の段階において、委員会は、ノルウェー石油理事会及びアイスランドの同等の政府機関が共同で地震探査を行うよう勧告する。この地震探査は、両国政府が共同で策定した計画に従って行われるものとする。当該探査のコストは、当事国が別段の合意を行わない限り、ノルウェーが負担するものとする。アイスランドとノルウェーの専門家は、平等な立場で地震探査に参加する機会をもつものとする。探査の結果及び評価は、両当事国が平等に入手できるようにしなければならない。

地震探査記録を関心を有する会社又は機関に売却することによって収益が上がる場合には、この利益は、両国の間で、交渉により定める基準に基づいて、配分されるものとする。

5 探査によって、一層の探査、掘削及び可能ならば開発の活動に根拠が得られた場合には、委員会は、両当事国と石油会社との間で共同事業取極めを伴うコンセンション契約の交渉を行うことを提案する。

6 アイスランドは、特定区域のうちアイスランド二〇〇海里経済水域よりも北にある部分において、いずれの共同事業取極めにも二五パーセントの利益を取得する機会をもつものとする。石油会社との交渉において、石油会社がノルウェーとアイスランド双方の国家参加のコストを商業的発見の宣言があるまで

「キャリアー」することを確保するよう努力しなければならない。石油会社が国家参加の全部又は一部を「キャリアー」することを拒否する場合には、調停委員会は、第六節においてそのような事態のために行った提案を引用する。

この部分の特定区域における活動には、ノルウェーの法令、石油政策及び統制、安全及び環境上の規則並びに行政監督を適用する。

7 ノルウェーは、特定区域のうちアイスランド二〇〇海里経済水域の北部限界線よりも南にある部分において、いずれの共同事業取極めにも二五パーセントの利益を取得するオプションをもつものとする。アイスランドが、特定区域のノルウェー側部分に提案したのと同一の方法及び限度において、ノルウェーに対してキャリアード・インタレスト取極めを取り計らうことを求めてはならない。しかし、ノルウェーに石油会社との交渉への参加を認めるものとする。

この部分の特定区域における活動には、アイスランドの法令、石油政策及び統制、安全及び環境上の規則並びに行政監督を適用する。

8 特定区域のいずれかの部分における開発段階において、両当事国は、各々の国家参加の持分に比例する開発コストを負担するものと了解する。

9 委員会は、第六節末尾において、二〇〇海里境界線の両側にあるか又は特定区域の境界と一部において重複する鉱床を取

り扱うための若干の勧告を行い、この局面に関してその提案を引用し、かつ、本勧告はそれを含むものと考ええる。